

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和7年2月10日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		① 698	195	27.9	
製 造 業	食 料 品	30	9	30.0	
	織 維 ・ 衣 服	3	1	33.3	
	木 材 ・ 木 製 品	15	2	13.3	
	家 具 ・ 装 備 品	1	1	100.0	
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	7	0		
	化 学	9	2	22.2	
	窯 業 ・ 土 石	12	1	8.3	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	6	0		
	金 属 製 品	13	0		
	機 械 器 具	30	10	33.3	
	そ の 他 の 製 造 業	15	1	6.7	
小 計	141	27	19.1		
鉱 業		5	1	20.0	
建 設 業	土 木	27	0		
	木 造 建 築	9	1	11.1	
	そ の 他 の 建 築	40	4	10.0	
	そ の 他	18	4	22.2	
	小 計	94	9	9.6	
運 交 輸 通	道 路 貨 物 運 送	33	5	15.2	
	そ の 他 の 運 輸	8	0		
林 業	伐 木 ・ 搬 出	13	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	16	1	6.3	
	小 計	29	1	3.4	
第 三 次 産 業	小 売 業	84	34	40.5	
	社 会 福 祉 施 設	94	44	46.8	
	飲 食 店	13	5	38.5	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	① 171	64	37.4	
	小 計	① 362	147	40.6	
そ の 他		26	5	19.2	

注1: 表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。